

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認静岡地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	7 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	13 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	11 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和49年1月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年10月から50年3月まで

私が国民年金保険料を納付し始めて間もなく、社会保険事務所（当時）から未納分の保険料2年分について納付の請求があり、質問したところ、今、未納分をさかのぼって納付すれば、将来その分加算されるとの説明を受けたので一括納付した。その過年度納付した申立期間の18か月分が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和51年1月に払い出されており、申立人に対して別の同記号番号が払い出されたこととはうかがえないことから、このころ申立人は国民年金の加入手続を行ったと推測される。

また、申立人は、保険料を支払い出してから2、3か経過したころ、社会保険事務所から過年度納付の催告通知が届き、2年分の国民年金保険料を銀行で納付したと述べているところ、申立人と同日に国民年金手帳記号番号が払い出された被保険者の中には、さかのぼって過年度納付している者が多く見受けられ、これら被保険者は、昭和49年1月以降の保険料を51年2月以降に過年度納付していることから、申立人も同様に51年2月時点で時効に到達していなかった49年1月以降2年分の保険料をさかのぼって納付したとしても不自然ではない。

さらに、申立人は、申立期間以降の保険料はすべて納付済みであり、納付済期間の大部分を前納で納めていることから、申立人の納付意識は高かったことがうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和49年1月から50年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和39年8月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和6年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和36年4月から38年9月まで
② 昭和39年8月から40年3月まで

私は、出産するまで夫の扶養家族となっていたが、出産後すぐに勤めており、その職場に保険が無いことを知っていた。自分では国民年金の加入手続や保険料納付に直接関わっていないので当時の様子は分からないが、働いて得たお金を家に入れており、保険料やその他家計に係る支払いは同居の母親がしていたため、保険料も母親が納付してくれたはずであると思う。申立期間が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和40年8月に払い出されているほか、申立人が所持する国民年金手帳も同年同月に交付されていることから、申立人はこのころ国民年金加入手続を行ったものとみられ、この時点で、申立期間①のうち38年7月から同年9月までの期間及び申立期間②は時効到達前であり、国民年金保険料を納付することが可能であった。

また、申立期間②は8か月と短期間である上、申立人が所持する国民年金手帳に貼付された領収書から、申立期間①直後の昭和38年10月から39年7月までの保険料を41年1月7日に過年度納付したことが確認でき、申立人の母親は、この過年度納付を行った際に申立期間②が保険料の納付可能な期間であることを認識できたと考えられることから、申立期間②の直前の納付済期間と同様に申立期間②の保険料を納付したと考えても不自然ではない。

しかしながら、上記昭和41年1月の過年度納付の時点で申立期間①は既に時効である上、申立人は申立期間の保険料の納付に直接関与しておらず、保

険料を納付したとする申立人の母親も既に他界していることから、当時の状況が不明である上、申立人及びその母親が申立期間①の保険料を納付したことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 39 年 8 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 4 月から 58 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 4 月から 58 年 3 月まで

私は、昭和 53 年 8 月に国民年金に加入してから 60 歳になる平成 18 年まで、毎月きちんと国民年金保険料を納付してきた。昭和 56 年 4 月から 57 年 6 月までの期間の未納及び同年 7 月から 58 年 3 月までの期間の保険料が免除された覚えは無く、免除の申請をした記憶も無い。保険料は私自身が銀行、郵便局、信用金庫等で納付しているので、申立期間保険料が未納及び免除とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金保険料が未納とされているのは、申立期間のうち、昭和 56 年 4 月から 57 年 6 月までの期間のみであり、かつ 15 か月と比較的短期間である。

また、申立期間の前後の期間の保険料は納付済みとされているほか、申立人と連番で昭和 53 年 9 月に国民年金手帳記号番号が払い出されている申立人の夫は申立人と同じく 53 年 8 月から保険料の納付を開始して以降、未納無く納付していることから、申立期間が未納及び免除とされているのは不自然であり、申立人のみ申立期間の保険料を納付しなかったとは考え難い。

さらに、申立期間のうち免除とされている昭和 57 年 7 月から 58 年 3 月までの期間については、オンライン記録の保険料免除申請年月日が正しく収録されていないなど、必ずしも申立人の年金記録が適切に管理されているとは言えない。

加えて、申立期間当時から、申立人の夫は会社を経営しているが、当時から経営状態に問題は無いとし、申立人の生活状況に特に大きな変化は無かつ

たとみられ、保険料を納付できない事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 57 年 9 月から 60 年 3 月までの期間及び 60 年 5 月から 61 年 6 月までの期間の国民年金保険料（付加保険料を含む）並びに 61 年 7 月から 63 年 6 月までの付加保険料については納付していたものと認められ、61 年 7 月から 63 年 3 月までの国民年金保険料については、重複して納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 9 月から 63 年 6 月まで

私は、当時、妻の実家の木工所で勤務しており、義父が私の給料から国民年金保険料を天引きし、勤務先に集金に来ていた町内会の集金人を通して納付していたはずである。申立期間当時に保険料を納付していたことを示す資料もあるので、そのとおりの記録となっていないことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、その義父が経営する木工所に勤務しており、その義父が給料から国民年金保険料を天引きし、勤務先に集金に来ていた町内会の集金人を通して納付していたと主張し、申立期間に係る保険料の納付を示す関連資料として、同木工所（現在は、義兄経営）に保管されていた昭和 57 年から 62 年までの給与所得者の保険料控除申告書等の税務関係資料を提出しているところ、同資料に記載されている保険料額は、申立期間当時の実際の保険料額（付加保険料を含む）と一致している。

また、申立人は、給与所得者の保険料控除申告書等の税務関係資料の無い昭和 63 年 1 月から同年 6 月までの期間についても、同様の方法で保険料を納付していたと述べているところ、申立人は同年同月までその義父経営の木工所で勤務しており、生活状況に変化が無いことから、当該期間もそれまでと同様に保険料（付加保険料を含む）を納付していたと考えても不自然ではな

い。

さらに、申立人は、昭和 57 年 1 月から国民年金に任意加入し、申立期間以外の加入期間は納付済みである上、申立期間前の 53 年 10 月から 57 年 8 月までは付加保険料を併せて納付しているほか、その義兄は、父親（申立人の義父）の勧めにより付加保険料も納付している上、保険料に未納も無いなど、申立人の加入手続及び保険料の納付を行ったとするその義父及びその家族の国民年金への関心及び保険料の納付意識は高いことがうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 57 年 9 月から 61 年 6 月までの国民年金保険料（付加保険料を含む）及び 61 年 7 月から 63 年 6 月までの付加保険料を納付していたものと認められる。

また、申立期間のうち、昭和 61 年 7 月から 63 年 3 月までについては、国民年金保険料を重複して納付していたものと認められる。

しかしながら、申立人は昭和 60 年 4 月については、厚生年金保険被保険者であり、国民年金の被保険者となり得る期間でないことは明らかであることから、当該期間の記録の訂正を行うことはできない。

静岡厚生年金 事案 1099

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所B工場における資格取得日に係る記録を昭和19年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を60円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年1月1日から20年4月1日まで

昭和19年1月、旧制中学に在籍中に、A事業所B工場に就職したが、私の年金記録では、20年4月1日から同事業所同工場で厚生年金保険の被保険者となっており、それ以前の年金記録が無い。

厚生年金保険料が控除されている昭和19年1月分の給与諸手当計算書を所持しているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した給与諸手当計算書、申立人と同時期にA事業所B工場に就職したとする複数の同僚の証言及びA事業所の回答から、申立人は、申立期間にA事業所B工場に在籍していたことが推認できる。

また、申立人が提出した昭和19年1月分の給与諸手当計算書に記載のある労働年金という項目欄において、厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人が提出した給与諸手当計算書の保険料控除額から、60円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業

主は不明としており、このほかに確認できる関連資料、周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

静岡厚生年金 事案 1100

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における申立期間に係る資格喪失日（昭和46年7月21日）及び資格取得日（昭和47年4月1日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を6万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年7月21日から47年4月1日まで
社会保険事務所（当時）に年金記録の確認を行ったところ、上記申立期間について、厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答を得た。

申立期間においてもA事業所に継続して勤務していたことは確かであるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票によれば、申立人は、昭和45年9月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、46年7月21日に資格を喪失後、47年4月1日に再度、資格を取得しており、申立期間において厚生年金保険の被保険者記録が無いことが確認できる。

しかし、A事業所の事業主の息子（A事業所の後継会社であるB事業所の事業主）は、「申立人は、途中で退職したことはなく、申立期間についても継続して勤務しており、保険料を給与から控除していたと思う。」と回答している上、A事業所の当時の従業員は、「申立人は途中で退職することなく継続勤務していた。」、「正社員は全員、給与から保険料を控除されていた。」と証言している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、A事業所に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、B事業所の事業主の回答及び申立人のA事業所における昭和46年6月の社会保険事務所の記録から、6万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主から申立人に係る厚生年金保険の資格の喪失届及び取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は申立人に係る昭和46年7月から47年3月までの保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

静岡厚生年金 事案 1101

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、申立期間のうち、昭和37年9月は2万2,000円、同年11月、同年12月及び38年2月から同年7月までの期間は2万4,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年9月1日から38年8月1日まで

A事業所で勤務していた一部期間について、社会保険庁（当時）が記録する標準報酬月額が、保険料控除額に見合う標準報酬月額より低額となっていると考える。給料明細表を所持しているので、申立期間について、控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人が提出した給料明細表において確認できる厚生年金保険料控除額から、申立期間のうち、昭和37年9月は2万2,000円、同年11月、同年12月及び38年2月から同年7月までの期間は2万4,000円に訂正することが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A事業所は既に解散しており、事業主とは連絡が取れず、これを確認できる関連資料、周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該期間に係る厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、昭和 37 年 10 月及び 38 年 1 月については、給料明細表から確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録上の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

また、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人に係る標準報酬月額が遡及^{ぞきゆう}して大幅に引き下げられているなどの不自然な点は確認ができない。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

静岡国民年金 事案 1160

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 3 月
昭和 63 年 4 月ごろ、市役所から督促状が届き、窓口で現金を納付したはずなので、申立期間が未加入となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、市役所から督促状が届いたので窓口で現金を納付したと述べているが、納付金額等について記憶が無いとしている上、納付したものが国民年金保険料か国民健康保険料かについてもはっきりしないとしており、申立期間の保険料の納付があったことをうかがい知ることは困難である。

また、申立人は、国民年金加入手続についての記憶も無く、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出されたこともうかがえないほか、申立人には、申立期間以外に未加入期間が散見される。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

静岡国民年金 事案 1161

第1 委員会の結論

申立人は、昭和41年8月から44年11月までの期間及び59年4月から61年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年8月から44年11月まで
② 昭和59年4月から61年3月まで

私は、国民年金は25年間保険料を納付しないと年金をもらえないと聞いており、25年間納付したことをはっきり覚えている。年金の請求に行った時にも、未納が無いか、年数は足りなくないか、何回も確認した。最初は婦人会長が自宅に集金に来てくれ、次は納付書により金融機関で納付し、その後は、預金通帳の口座から引き落とすようになった。口座振替になってからは一度も未納は無く、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和41年ごろ、自身で国民年金任意加入手続を行い、当初は婦人会の集金により国民年金保険料を納付していたとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号は45年1月に払い出されており、これ以外に別の同記号番号が払い出された形跡も見当たらないことから、オンライン記録上、申立人が国民年金被保険者資格を取得したとされる44年12月に初めて加入手続を行ったものとみられる。また、申立期間①当時も、申立人の夫は、共済組合の組合員であったことから、当該期間は任意加入対象者となり、申立人は、加入手続を行った時から、さかのぼって国民年金の被保険者にはなり得ず、申立期間①について、申立人が主張するように保険料を納付することはできなかったとみられる。

さらに、申立人は、申立期間①の国民年金保険料として300円から500円ぐらいを納付していたとしているが、これは、オンライン記録上、上記申立

人が初めて国民年金に任意加入して保険料の納付を開始したとされる時期の保険料月額とほぼ一致しているほか、申立期間②について納付していたとする保険料月額（9,000円から9,500円ぐらい）も、オンライン記録上、申立人が保険料を納付していたとされる平成3年度から5年度ごろの金額に近く、申立期間②当時の保険料月額とは大きく相違している。

加えて、申立期間①及び②は、オンライン記録、特殊台帳（マイクロフィルム）及び申立人の居住する市の電算記録のいずれにおいても未加入期間とされており、記録間の齟齬も無い。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

なお、申立人は、国民年金は25年間、保険料を納付しなければ受給できないと聞き、25年間納付したはずであると述べているが、厚生年金保険被保険者期間及び合算対象期間を有していることから、申立期間の保険料の納付の有無に関わらず、第1号被保険者となった昭和62年4月以降60歳到達までの間の一定期間について保険料を納付することにより老齢基礎年金の受給資格要件を充足することが可能であった。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年11月21日から同年12月25日まで
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得たが、A事業所で勤務していた記憶があるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所が提出した申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書により、申立人が同事業所において厚生年金保険の被保険者資格を喪失した日は昭和55年11月21日であることが確認でき、当該資格喪失日は、A事業所に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票における資格喪失日の記録と一致している。

また、上述の健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書の備考欄に退職日「55年11月20日」が記述されているうえ、同欄には「証返還」の印が押され、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票の証返納年月日欄に「55. 11. 25」と記録されていることから、A事業所が提出した健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届に申立人の健康保険被保険者証が添付され、社会保険事務所に返納されたことが確認できる。

さらに、A事業所が提出した「雇用保険被保険者資格喪失確認通知書・離職証明書」により離職日が昭和55年11月20日であること、「退職慰労金支払明細書」により退職金支給日が同年11月25日であることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 1103

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 12 月 1 日から 37 年 7 月まで
② 昭和 39 年 10 月 31 日から 40 年 3 月 31 日まで

昭和 33 年に学校を卒業後、叔父が経営する A 事業所に勤務したが、厚生年金保険の被保険者記録が無い。また、B 事業所で勤務した期間については、現在確認できる厚生年金保険被保険者期間より長い期間、勤務したと記憶している。

申立期間①及び②について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、事業所名簿から、A 事業所は昭和 36 年 2 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認できる。

また、オンライン記録より、申立人は申立期間①のうち、昭和 34 年 12 月 1 日から 35 年 2 月 6 日までの期間、C 事業所で厚生年金保険の被保険者となっており、37 年 1 月 5 日から同年 7 月までの期間、D 事業所で厚生年金保険の被保険者となっていることが確認できる。

さらに、申立人が記憶する同僚に確認したところ、「私は、A 事業所には 2 回勤務した。申立人と一緒に同事業所に勤務したのは 1 回目の時であり、その時は、申立人と一緒に同事業所を退職した。申立人は、それほど長く勤務していなかった。私の同事業所での年金記録が確認できる期間は、2 回目に勤務したときである。」と証言しており、当該同僚は、再度 A 事業所に勤務した期間である昭和 36 年 2 月 1 日から当該事業所での厚生年金保険の被保険者記録を有しているが、申立人と共に勤務していた時期の被保険者記録は見当たらない。

加えて、申立人は、「A 事業所の社長は、私の叔父であり、社長の娘であるい

とこの誕生した当時は、私はA事業所に勤務していた。」と述べているところ、当該いとは、「私が生まれた当時、申立人がA事業所で勤務していたかどうか分からない。当時のA事業所の資料は保存していないので分からない。」と回答している。

申立期間②について、申立人は、「B事業所の同じ部署で勤務していた者3人が、自分と一緒に退職した。」と記憶しているところ、健康保険厚生年金保険被保険者原票から、申立人が一緒に退職したと記憶する同僚は、申立人と同日の昭和39年10月31日に被保険者資格を喪失している。

また、申立期間②当時に勤務していた同僚は、「申立人の氏名は記憶していない。自分は昭和40年に退職したが、その1年ぐらい前に、申立人が所属する部署で数人が一緒に退職したことは記憶している。」と証言している。

さらに、B事業所が加入するE健康保険組合に照会したところ、「申立人に係る健康保険の被保険者資格の喪失日は、昭和39年10月31日である。」と回答しており、オンライン記録と一致している。

加えて、B事業所に照会したが、「申立期間②当時の資料は無い。代替わりをしているため、当時の状況は分からない。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 27 年 6 月 1 日から 31 年 6 月 20 日まで

社会保険事務所（当時）で厚生年金保険の加入記録を確認したところ、申立期間については脱退手当金が支給済みであるとの回答であった。しかし、脱退手当金を受給した記憶は無いので、申立期間を年金額に反映される厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後 4 ページに記載されている女性において、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 31 年 6 月 20 日の前後 2 年以内に資格を喪失したことが確認できる被保険者期間を 2 年以上有する者 9 名のうち、資格喪失後 1 か月以内に他の事業所で厚生年金保険に加入していた 1 名を除く 8 名の脱退手当金の支給記録を確認したところ、5 名に支給記録が確認でき、いずれも資格喪失日から約 1 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 1 か月後の昭和 31 年 7 月 28 日に支給決定されているほか、厚生年金保険被保険者台帳に脱退手当金の給付記録が記されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人の厚生年金保険被保険者期間の被保険者記号番号は、申立期間と申立期間後の被保険者期間は別の番号となっており、脱退手当金を受給したために番号が異なっているものと考えるのが自然である上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせ

る事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 1105

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 30 年 5 月 1 日から 31 年 9 月 1 日まで
② 昭和 32 年 3 月 26 日から 36 年 2 月 21 日まで
③ 昭和 36 年 2 月 21 日から 37 年 12 月 20 日まで

社会保険事務所（当時）へ厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間については脱退手当金を支給済みであるとの回答を得た。自分は脱退手当金を受け取った記憶は無いので、申立期間を年金額に反映される厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱手」の印が押されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人は、申立期間③の事業所を退職後、昭和 42 年 6 月まで国民年金に加入しておらず、年金に対する意識が高かったとは考え難い上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 3 月 22 日から同年 8 月 1 日まで

社会保険事務所（当時）に船員保険の年金加入期間を照会したところ、申立期間について船員保険に加入した事実が無い旨の回答を得た。

しかし、中学校を卒業後、すぐにB船舶に乗り込み、働いていたので、船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚からの証言により、申立人は申立期間にB船舶に乗船していたことはいかがわれる。

しかし、申立人は船員手帳を所持していないため、申立期間において、船員法第1条に該当する船員としてB船舶に乗船していることを確認できない。

また、申立人の船員保険の資格取得日は、オンライン記録によると昭和 30 年 8 月 1 日となっているが、申立人と同年齢で申立人と同日に船員保険の資格を取得している者は、「8月から 10 月ごろにかけて、ちょうどC漁からD漁に切り替わる時期であり、D漁はC漁に比べ、母港を離れる期間も長く、危険を伴っていた。賃金もこのころに増えており、一人前として扱われ始めたので、船員保険に加入したのではないか。」と述べている。

さらに、A船舶所有者において、社会保険に携わった経験のある者及び複数の同僚が、「中学校を卒業したばかりの船員をすぐに船員保険を加入させない場合のほうが多い。しばらくはご飯炊きを中心に船のことを覚えてもらう期間である。」と述べていることから、A船舶所有者において、必ずしも雇い入れ日が船員保険加入日であったとは限らないことがうかがわれる。

このほか、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 1107

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年2月10日から同年7月25日まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。A事業所を途中で退社した記憶もないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間について、A事業所B出張所から同事業所C出張所に在籍出向した時期であると主張しており、オンライン記録によれば、A事業所B出張所において昭和27年2月10日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、同年7月25日に当該出張所において厚生年金保険の被保険者資格を再度取得していることが確認できる。

しかし、オンライン記録及び事業所名簿において、A事業所C出張所という名称の厚生年金保険の適用事業所は確認できない。

また、申立人が記憶しているA事業所B出張所の複数の同僚及び申立期間当時に当該出張所において厚生年金保険の被保険者として確認できる複数の元従業員から聴取したところ、これらの者のうち1名が申立人のことを記憶していたものの、申立人の勤務期間についての記憶はなく、また、申立人が記憶する同僚の中で、申立期間当時、社会保険事務を行っていたとする者がいたが、当該社会保険事務担当者は申立人のことを記憶していないことから、申立人の申立期間における当該出張所での在籍状況及び厚生年金保険の取扱いについて証言を得ることはできなかった。

さらに、申立人は、A事業所C出張所の同僚として複数の者の姓を挙げているが、うち1名については、同事業所B出張所の健康保険厚生年金保険被保険者名

簿において同姓の被保険者が確認できるが、オンライン記録によれば当該被保険者は既に死亡していることが確認できる上、それ以外の者については、上述の被保険者名簿において同姓の被保険者は見当たらず、該当する者を特定することができなかった。

加えて、上述の社会保険事務を行っていたとする者から、「A事業所B出張所は本社としての機能を有していた。」との証言を得たが、A事業所B出張所は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当該出張所の事業主は既に死亡していることが確認できることから、申立人の申立期間における厚生年金保険の適用及び保険料控除の状況について確認できる関連資料や証言を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 1108

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 4 月 1 日から 41 年 10 月 12 日まで
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。
A 事業所に住み込みで勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間当時、A 事業所の二階の社員寮に住み、A 事業所に勤務していたと証言する者が複数いることから、申立人がA 事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録においてA 事業所という名称の厚生年金保険の適用事業所は確認できず、A 事業所の所在地を管轄する法務局でも、申立期間当時のA 事業所の商業登記の記録は確認ができない。

また、申立人は、A 事業所と同一の場所にあったB 事業所（A 事業所及びB 事業所は同一事業主）についても年金記録確認の申立てを行ったため、B 事業所について調査したところ、B 事業所に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票によれば、申立人は、B 事業所において昭和 40 年 4 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得したものの、当該原票には「非常勤につき資格取消」と記載されており厚生年金保険の被保険者資格を取り消されていることが確認できる。

さらに、A 事業所及びB 事業所は閉鎖され、B 事業所の役員は、「A 事業所及びB 事業所は同じ場所にあったが別々の会社だった。申立期間当時の資料は無く、申立期間当時の事業主は亡くなり、申立期間当時の事務担当者は病気のため当時のことを聴取できず、申立期間当時の事務の取扱いについては分からない。」と回答しており、A 事業所に勤務していたとする申立人が、どのような経緯でB 事

業所の厚生年金保険被保険者資格を取得し、当該資格が取り消されたかを確認することはできなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 1109

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 9 月から平成 14 年 3 月まで

申立期間について、A事業所に係る標準報酬月額は、給与支給額に見合う標準報酬月額に比べて長期間にわたり大幅に相違しているため、給与支給額に見合った標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立人から提出のあった昭和 48 年 9 月から 51 年 6 月までの期間、同年 9 月から同年 11 月までの期間、52 年 1 月、同年 2 月及び同年 5 月から 59 年 12 月までの期間の給料支払明細書並びに 60 年 1 月から平成 14 年 3 月までの期間の給与等支給明細書から、申立人は、オンライン記録上の標準報酬月額を超える報酬月額を得ていたことは確認できる。

しかし、昭和 48 年 9 月から 49 年 5 月までの期間、同年 7 月から 50 年 4 月までの期間、同年 6 月から 51 年 3 月までの期間、60 年 1 月から同年 9 月までの期間、61 年 12 月から平成 6 年 10 月までの期間、同年 12 月から 9 年 9 月までの期間及び同年 11 月から 14 年 3 月までの期間については、給料支払明細書等から確認又は推認できる厚生年金保険料控除額に見合った標準報酬月額とオンライン記録上の標準報酬月額は一致していることが確認できる。

また、昭和 49 年 6 月、50 年 5 月、51 年 4 月から同年 6 月までの期間、同年 9 月から同年 11 月までの期間、52 年 1 月、同年 2 月、同年 5 月から 59 年 12 月までの期間、60 年 10 月から 61 年 11 月までの期間、平成 6 年 11 月及び 9 年 10 月については、給料支払明細書等から確認又は推認できる厚生年金保険料控除額に見合った標準報酬月額がオンライン記録上の標準報酬月額を超えていないことが確認できる。

さらに、昭和 51 年 7 月、同年 8 月、同年 12 月、52 年 3 月及び同年 4 月については、申立人の所持する給料支払明細書から確認又は推認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額がオンライン記録上の標準報酬月額を超えていないことが確認できる。

加えて、A 事業所は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、当該事業所が加入していた B 健康保険組合も解散しており、C 事業所（A 事業所に加入し、申立人が勤務していた事業所）の現在の事業主は、「申立期間当時の申立人に係る資料は無い。」と回答していることから、申立期間当時の標準報酬月額の届出及び厚生年金保険料の控除額について確認できる関連資料及び証言を得ることはできなかった。

なお、A 事業所に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録上の標準報酬月額が遡及して引き下げられているなどの不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間にその主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間においてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 1110

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 5 月ごろから 45 年 5 月ごろまで

社会保険事務所（当時）に、厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A事業所において厚生年金保険に加入していた事実は無いとの回答を得た。A事業所に勤務していたのは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶するA事業所の複数の同僚及び当時の事業主の妻の証言並びに申立人から提出された慰安旅行の写真により、申立人がA事業所に勤務していたことは推認できるが、申立人の入社時期及び勤務期間を特定することはできなかった。

また、当時の事業主の妻は、「当時のA事業所では、正社員のみを健康保険、厚生年金保険及び雇用保険にセットで加入させていた。」と証言しており、申立人は申立期間に係る雇用保険についても被保険者記録が見当たらないことから、申立人は厚生年金保険にも加入していなかったことがうかがえる。

さらに、現在のA事業所の事業主は、申立期間当時の資料はすべて廃棄したとしており、社会保険事務担当を兼務していた当時の事業主も既に死亡しているため、申立人に係る厚生年金保険の適用、厚生年金保険料控除の状況について確認することはできない。

なお、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、昭和 42 年 7 月 5 日から 45 年 7 月 1 日までに被保険者資格を取得した者を確認したが、申立人の氏名は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 1111

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 4 月 1 日から 52 年 1 月 1 日まで
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。A 事業所に勤務していたことは確かであるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された同窓会名簿の勤務先欄に記載された社名及び複数の同僚の証言から、申立人は申立期間において、A事業所に勤務していたことを推認できる。

しかし、A事業所の元事業主に照会したところ、「申立期間当時の資料は残っていないが、当社の社会保険事務担当者は、非常にしっかりしており、特に給与計算については、厳格に対応していたので、厚生年金保険に加入していない者の給与から厚生年金保険料を控除したとは考えられない。」と回答している。

また、上述の元事業主は、「正社員の場合、雇用保険と健康保険・厚生年金保険を同時に加入させている。」と回答しているが、申立人の申立期間について雇用保険の加入記録は確認できない。

さらに、A事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿で、昭和 50 年 5 月 1 日から 52 年 4 月 9 日までの資格取得者を確認したところ、この間に欠番はなく、申立人の氏名も見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 1112

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 12 月 28 日から 45 年 1 月 1 日まで
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。昭和 44 年 12 月 31 日まで A 事業所に正社員として在籍していたと認識しているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立人の厚生年金保険の資格喪失日は、昭和 44 年 12 月 28 日であることが確認できるところ、当該事業所で申立人と同じ資格喪失日の者が複数確認できる上、各月の末日の数日前又は月途中で被保険者資格を喪失している者が多数見受けられる。

また、上述の複数の同僚に聴取したところ、「自分は正社員だったが、退職月の月末まで在籍させるという話は聞いたことがない。」と証言している。

さらに、申立人の雇用保険の被保険者記録では、昭和 44 年 12 月 27 日に被保険者資格を喪失していることが確認できる。

なお、A 事業所の後継事業所である B 事業所に照会したが、申立人に係る資料は無いと回答しており、申立人に係る厚生年金保険料控除の状況を確認できる資料及び証言は得られなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。